

処遇改善等加算に係る賃金改善計画について

資料2-4

【概要】

- ・賃金改善要件分の適切な支給計画を確認
- ・処遇改善等加算Ⅱ及び市処遇改善等加算Ⅱの認定

【令和4年度スケジュール】

- ・夏頃、通知を発出
- ・9月以降、順次認定
(修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。)
⇒ 認定された施設から順に給付費に反映

【提出資料について】

- ①処遇改善等加算Ⅰ(全園)
- ②処遇改善等加算Ⅱ(該当園)

市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。